## 連歌師宗養所有の不動産について

岩下紀之

1

たように思うからである。ただ日本史学の用語にも、京の地理にも疎いので、失考のあることを恐れる。 人の特定の事柄が明らかになるのは稀である。ここに宗養所有の不動産について論じてみるのは、その稀な一例を見出し わが国には多くの古文書が伝来しており、またそのうちの多数が翻字され、利用に供せられているが、それでもある個

『室町幕府引付史料集』に「雑記」が収録されている。これは、政所代蜷川氏の手元の控えと思われるが、その中に宗

養に関する部分があるので、引用してみよう。論述の都合で、○○○の記号を付けた。

,

半松斎宗養申状 永禄四 三松対

+

右子細者、買得田地·屋地等目録別紙 事、 当知行雖無相違、 尚以為後証被成下御下知者、可奉存忝畏者也、若此旨偽

永禄四年三月二日

申者、任御法、可預御成敗候、仍言上如件

一 半松斎宗養買得目録事

一 紙屋方公用年中七貫文事、

一 西武者小路常盤井殿御地内、東西七間、南北六間間中事、

誓願寺通子勧修寺殿御地南頰、宗牧居住分地子銭、両季壹貫四百六十六文事、

田地作職壹段、在所者山科金崎事、

誓願寺通子賢等屋地分、東西貮間々中、

南北八丈五尺地子銭、両季七百廿文事、

田地作職貮段、在所者京代之内舟塚東森之西事、

田地作職壹段、在所者ニケカスノ事、

以上

永禄三年三月十一日 対馬守知行分田地・所々屋地并公事銭等駐買等、買得相伝任当知行之旨、

弥可被全領知之由、

所被仰下也、

仍執達如件、

さて、◎の部分は宗養の申状であって、自分が現に知行している田地・屋地について、安堵の下知を請うていて、幕府 半松斎宗養 伊

政所に申し出たのであろう。⑸に見えるように、前年の永禄三年にすでに奉書が発給されているのに、重ねての申請であ

ŋ

何か事情があったのだろうが、今からは知るよしもない。

— 2 —

るのではないか。永禄年間まで下って、このような施設が存続していたとは思えないが、紙屋院に属する所領の名残があっ 室町・戦国時代にその用例が多い」と説く。公用がこのような意味であるとすると、紙屋とは古代の紙屋院と関連してく 銭のこと。(略)なお公用銭という場合には、荘園または郷村の公用に使うために徴収される銭を意味することもあり、 『国史大辞典』は「公事銭」の項目を立て、「中世社会において、雑公事・夫役などの公事を現物・現夫のかわりに納める ◎の部分で宗養所有の財産が列挙されている。最初は紙屋方公用であるが、これは◎で公事銭と言い換えられている。

何かの縁でその徴収権が宗養に伝わったと想像したい。

り小川西入から堀川までとのことである。両地は隣接しており、『上杉本洛中洛外図』にもそのような位置関係で記載さ れている。 新町通りと小川通りの間という。また、誓願寺は後に豊臣秀吉によって移転させられるが、天文頃の所在地は元誓願寺通 ここでは簡単に結論のみを述べることとする。常盤井殿の遺称地は常盤井図子町で、元誓願寺通りと武者小路通りの間 くない。『拾芥抄』『洛中洛外図』『京都叢書』所収諸書、さらには『大日本地名辞書』以下の近現代の地名辞書類がある。 次に常盤井殿と苔願寺通子の屋地、三箇所が掲げられている。京市内の地所であるからその位置を確認する資料は乏し

計で荘園関係の権利一件、屋地すなわち家屋敷と思われるもの三箇所、 その他に田地作職として三箇所があげられているが、これらについては遺称地を発見することができなかった。 かなりの財産と言えようが、これが宗養のものであった。 田地が三箇所である。収入や屋地の大きさの記載 以上総

宗養に対して発給されたであろうが、何故か翌年永禄四年、再び宗養からの○の申状が提出されたわけである。 たことになる。対馬守松田盛秀と政所の頭人伊勢守貞孝が署名し、政所代蜷川親俊によって書き留められたこの文書は ⑤の部分はこれらの所有物件について、幕府政所より獲得した奉行人奉書であり、これによって宗養の財産は安堵され

京都常盤井殿敷地等文書案で、ここに全文を引用の上、考えてみたい。ここでも論をなす便宜上、○○○等の番号や記 右に見た宗養の所有する不動産のうち、屋地三箇所については関連文書が伝わっており、それは『蜷川家文書』七五三

号を付した。

も違乱煩申間敷候、仍為後日状如件、常盤井殿御敷地一色式部少輔殿拝領之内、

有子細、自拙者、此内少給候、

雖然、

従式部少輔殿永代被参候上者、

天文廿二年 七月廿五日

宗与

宗養 床下

○○永代売渡申屋地之事

所者 容願寺通子勧修寺殿御地、

右屋地、雖為買得相伝私領、 依有要用、直銭拾貫文、半松斎へ、売渡申処実正也、 当知行手継証文壹通相副、

進之候

弘治三年八月十一日 蔣八吉田入道 蔣七十一日 著花軒 上日板

上者、任古券之旨、永代御知行、可目出候、仍為後代、放券状如件

-- 4 --

## 回勧修寺殿

売渡申敷地之事

合壹所者

売渡申所実正也、 **両季分壹貫四百六十六文也、** 但、宗牧居住被下之分也、地子銭

右、

天文六年三月十二日

珍首座まいる

一日 孝家 井家摂津 大銭三貫文仁売渡申侯、

但、三ヶ年相過申候者、

為其方、

可有進退者也、

仍売券状如件、

十一月廿六日

○宗牧居住之地壹所事、

今度申分在之間、

相乱候之処、被帯証跡、

殊当知行之上者、全御存知肝要候、恐ゝ謹言、

三 長 策 慶

養花軒

床下

勧修寺殿 袖判

永代売渡申地子事

右、 合在所者哲願寺辻賢等屋地分定、東西 地子者、両季二七百廿文也、依有要用、

永禄四年八月十五日 豊秀子、孫、他之妨、聊以不可有之者也、

仍為後証、売券状如件、

直銭三貫文二宗養~売渡申所実正明白也、老父大納言殿~被得御意侯間、

<del>- 5</del>-

ことができる。 右に見る通り、この⊖から⊜までが、先の宗養申状の別紙にある三箇所の屋地に対応しており、その入手経路をたどる

しかし、式部少輔殿から永代(宗養に)差し上げたということだから、私の方からは異存は申さぬ、となろう。宗信が宗 ○の部分の大意は、常盤井殿の敷地を一色式部少輔が拝領し、わけあって拙者(奥坊宗信)がこの内の少しを賜わった。

養に与えた文書である。

はじまるが系図をたどると第六代恒直親王で断絶したようである。『実隆公記』永正九年十一月廿七日条に ここにあらわれた人名をあらあら考証してみよう。常盤井殿は常盤井宮を意味する。この宮家は亀山院皇子恒明親王に

薨去の年は、「公卿補任」天文廿一年条に、

とあり、「尊卑分脈」はさらに「同年十二廿大宰帥

後柏原院猶子」と記す。何かの拠るべき記録があったのであろう。

常盤井恒直親王宣下奉行職事左中

八月——帥宮恒直親王薨給云云

とある。翌二十二年にはその敷地を一色式部少輔が拝領していたのである。

この一色式部少輔に、『蜷川家文書』校訂者は晴具と注記している。この人物は永正五年、将軍足利義澄の京よりの没

落に従った一色七郎であり、『一色丹羽系図』によれば、

天文二正叙従五位下 式部少輔 義晴公賜諱字

われる。そのうち三一五二番文書は とあって、義澄・義晴と二代に仕えた股肱の奉公衆であった。『室町幕府文書集成奉行人奉書篇』には何度か名前があら

光雲寺跡所々散在并屋地等半分事、為御料所被仰付之訖、早任先例可被全領知之由、所被仰下也、仍執達如件、

享禄貮年八月六日 能登守

河内守

## 色七郎殿

ということで、常盤井殿もこのようなかたちで一色式部少輔の有となったのであろう。

宗養も同じ場所を与えられていたので、宗信は所有権を放棄したということであろう。さきの申状で宗養は買得田地・屋

まとめてみると常盤井殿は、天文廿一年恒直親王薨去後、一色晴具が拝領し、その一部は奥坊宗信に分け与えられたが、

地等と称していたが、この常盤井殿の敷地についてはこの文書による限り買い得たという証拠はない。なお、宗信なる人

物は未詳である。

□については、⑦□○の三つの部分に分けて考えたい。⑦に対して、回と○が別紙で、時間を追って読み解くと回が最

も古いことになる。その大意は次のようである。

敷地を売り渡すこと

売券状としてしたためた。 右について(養花軒珍首座に)確かに売り渡した。代金は三貫文で、三年過ぎたらそちらで自由にしてよい。それで 井家摂津

一箇所、但し宗牧が住んでいて、地子銭は両季分一貫四百六十六文

珍首座まいる 天文六年三月十二日

さて、勧修寺尹豊が袖判を書いて認めをしている。

を進めたい。

このあたりの京の歴史は、今谷明氏の論述によって正確に知ることができる。以下しばしば論拠として参照しながら論

この文書によって、連歌師宗牧が天文六年に誓願寺通子の勧修寺家の敷地に居住していたことが確定する。地子銭が両

季で一貫四百六十六文というのだから、ここを借りていたのであろう。

軒」とある。これらを総合的に考慮すれば、養花軒は竜安寺の塔頭であり、孝家は勧修寺家雑掌であった。 寺珍首座」「勧修寺家雑掌 渡されたことになる。なお、養花軒と井家孝家については、天文十五年十一月十二日の『勧修寺家雑掌申状』には 性があり、六年の段階ではまだ焼け跡がそこかしこに残っていたであろう。養花軒珍首座は、宗牧居住の地をそのまま売 する御教書を発給した。この経緯から、宗牧がそれ以前からここに住んでいたならば、天文法華の乱の火災に遇った可能 ると以下のごとくである。天文五年七月末、天文法華の乱によって上京一帯が猛火に包まれ、革堂と共に浄土宗西山派の治4 の在家が建ちはじめ、この地に下地進止権を有する勧修寺家ではこのことを忌み嫌い、門前寺庵在家等の建立を一切停止 大刹哲願寺は炎上した。哲願寺門前一帯も広範囲に焼野となった。しかし、すぐに復興され、勧進所を中心とする聖たち 勧修寺殿は尹豊の代で、この年正三位で権中納言である。この時期の勧修寺家と誓願寺につき、今谷氏によって概観す 孝家」とあり、『賦引付三』の大永六(十二)廿三の『多聞院堯禅申状』には、「竜安寺養花

○の部分については、大よそ以下のように言うのであろう。

だから(養花軒は)所有権を全うするがよい。 宗牧の居住の地一箇所につき、今度申分があるが、乱があったにしろ、たしかな証跡もあり、現に知行もしているの

十一月廿六日

## 床

ようになり、安堵・宛行といった長期にわたる文書の持続的効力にあまり意味が持たれなくなった」等々、一々まことに 機敏な動きを示しているが、宗牧はすでに天文十四年世を去っているのである。 尤もと思われる。養花軒がこのような文書を求めたのも、京の新しい権力者として三好長慶が入洛した天文十八年直後の の権力の文書発給行為が暫定的なものであって、制度化していなかった」「事件に即した文書の瞬間的効力が重視される している。「文書発給者自身が、後世に証拠書類としてその文書が残存した場合の重要性をほとんど意識していない」「こ 従ってどの時期の乱とも特定するには及ばないが、この長慶の文書が書状であり、年号を欠くことは今谷氏の論考と照応 足利義晴、管領細川晴元、三好政長・長慶父子がいり乱れて攻防を繰り返す詳細は、混迷を極める。文書の「相乱」は、 年号を欠くこの三好長慶の文書についても、今谷氏の所論によって明晰な理解を得ることができる。といっても、

この〇〇の二つの文書を副えて、〇の部分が記された。これも大意は次のようになろう。

永代売渡し申す屋地のこと

らには、沽券の通り永代知行なさるように。目出たいことである。よって後々のために放状をしたためた。 あるが、必要があって銭十貫文で半松斎宗養に確かに売り渡した。当知行の手継証文一通を副えて進上いたしますか その場所は誓願寺通子の勧修寺殿の土地で、宗牧が居住していたところである。右の屋地は買って得た相伝の私領で

権の転売後も潜在的に元の持主の権利が生き続けるという習慣が、ここに露呈しているようである。宗牧は世を去ったの これによると、⑰で養花軒が三貫文で買い取った屋地が、まだ勧修寺殿御地とされている。中世の徳政令に見る、

軒の住職は回の珍首座から寿均に代替りしており、取り引きの代金は三貫文から十貫文に値上りしている。宗養は回を見 が天文十四年で、弘治三年は十二年後にあたる。彼は有名人であり、その屋地はそれなりの因縁のある所であった。養花 ているのだから、この値段を了承していたことになる。◎の三通を通覧して、勧修寺から養花軒、さらに宗養への移動を

最後に⊜の部分であるが、これも大よその内容は次のごとくであろう。

確認することができた。

永代売渡申す地子のこと

その場所は誓願寺辻賢等屋地、東西貮間~中、南北八丈五尺、

右、地子は両季に七百廿文である。必要があるので銭三貫で宗養へたしかに売り渡した。老父大納言殿 へも了承してもらったので、子々孫々に他からの妨害はありません。後のためこのように売券状くだんのごとし (勧修寺尹豊)

度の地所を借りていたのであろう。また、賢等がいつここに居住しはじめたか、永禄四年に生存していたかは、 宗牧の屋地の地子が両季一貫四百六十六文なのに対し、賢等のそれは七百廿文だから、単純に考えて賢等は宗牧の半分程 るが、天文年間の連歌では常に宗牧と同座し、句数は宗牧の半分以下であるから、賢等は宗牧門下の連歌師なのであろう。 ている。しばらく間をおいて、天文六年の伊勢法楽千句に出座し、以後天文八年から十三年まで四つの百韻に出座してい この賢等という人物は連歌師で『連歌総目録』によれば、大永六年九月十三日興行の何人百韻に宗長・宗碩らと同座し 署名している豊秀は◯の回の孝家同様の雑掌と考えられる。袖判をしたためた勧修寺殿は代が替って晴秀になっている。 決定しかねることである。ただ宗養の幼少の頃、父の弟子が隣近所に居住し、極めて身近な師範役であった

という可能性はかなり高いと思われる。

されているのは地子であって屋地ではない。記された日付からすると、永禄三年三月十一日に奉行人奉書が発給されてい 地」とするが、文書案で常盤井殿御地内の屋地について買得の証書は存在しない。賢等居住の屋地について文書案で売渡 るのに、 以上、宗養の申状と文書案を縦覧したが、いくつかの矛盾点を指摘しておかなければならない。申状に「買取田地・屋 翌四年三月二日に安堵の下知を請うており、さらに賢等居住の地子を証明する売券状は同年八月十五日付になっ

所を控えて保存したのであろう。宗養から提出された文書類と、宗養に対して発給された奉書は、時の過ぎ行くままに消 に対し繰り返し手続をし、処理を求めていたであろうことが感じられるし、政所代の蜷川氏は自分の心覚えとして必要箇 ている。 これらの矛盾を調和させるにはさらなる資料が発見されることを期待する。ただ現存資料のみによっても、 宗養が政所

3

痕跡を探るのは困難なことである。

を試みる。この作業によって木藤才蔵氏『連歌史論考』に補足することができよう。 宗牧・宗養の側からこの一連の不動産取得を見てみよう。前節までで追った諸文書の日付を、両者の年譜・伝記と照合

息子宗養の誕生する大永六年に六十歳、東国旅行で客死する天文十四年に七十九歳となるが、いずれも高齢に過ぎるであ わらない。ただ、大永四年の宗牧独吟千二百韻に、この年「五十八歳敷」と注記する写本がある。しかし、 者にめぐまれなかったので、在京時の動静もはっきりしない。宗牧は越前一乗谷出身とされるが、生年も習学のさまも伝 の伝承を採っていないようである。この説によって宗牧の事跡と照合すると、永正十三年、「十花千句」出座の時五十歳′ 宗牧・宗養の伝記は、宗祇・宗長に比べると不明なことが多い。三条西実隆のような庇護者にして詳しい日記を残した 諸研究者はこ

ろう。ただ、もう少し若く考えたくとも、根拠となる材料を見出しえなかったのである。

管見によれば、【宗碩回章】巻末の宗長書状部分に、宗牧の最も初期の消息が記されている。すなわち、 今は庵主の名残とて貴所宗牧なと候そと人も思候由承及候(中略)宗牧も五六年以前百句見せられ候、 愚存分注付候

【宗碩回章】の成立は永正七年十月十一日であるから、その五、六年以前は永正元年から二年ということになる。庵主 つる無庶幾候つる哉、腹立候ける哉、其後一向無音

四十四歳、天文十四年死去の時六十三歳となり、一応自然な年齢といえよう。さかのぼって文明十五年ころの生誕として、 たしかに若輩であろう。大永三、四年の独吟千三百韻、千二百韻と精進を重ねた時四十一、二歳、大永六年宗養誕生の年 時三十四歳となる。この時の宗牧を木藤氏は「若輩として扱われていた」と評されるが、この年齢ならば連歌師としては 歳だったと仮定すると、宗長に百句を示したという永正元年から二年にかけて二十二、三歳、永正十三年「十花千句」の から永正へのあたり、宗牧はまだ連歌師見ならいといった格であろう。こうした諸点を組み合わせ、文亀二年宗牧が二十 宗祇の没した文亀二年の二年後に永正への改元がある。その一方で、宗祇と宗牧が一座した懐紙は見当らないので、文亀 は宗祇を指すであろうから、庵主の名残という言い方で宗牧が宗祇に直接の指導を受けたことを意味しているであろう。

たことが判明したわけである。勧修寺家との関わりは、これ以上のことは分らない。ここに何時から住んだか、養花軒へ を言ったのではなかろうか。本稿の主題としている哲願寺通子の屋地についてはこの天文六年に地子銭を納め居住してい 九月には連歌宗匠に任ぜられるが、このような推移に際しては宗祇直門の最後の生き残りであったことが暗黙のうちに物 の所有権の移動に宗牧が何らかの意向があったかも不明である。

連歌壇の動きとしては、享禄五年に宗長、翌天文二年に宗碩が世を去り、宗牧が第一人者となった感があり、天文五年

宗養の代になると、その事跡はもう少し明瞭になってくる。大永六年に生れ、父宗牧の旅に同行したのが天文十三年、

ろうか。なお宗養は天文二十一年から翌年にかけて出雲に下り、夏まで滞在している。帰京後奥坊宗信に所有権放棄の一 連歌が数多く伝わっている。この屋地について金銭による売却の文書のないことは、こうした事情を暗示するのではなか に重大であるが、宗養とはたびたび連歌の席を共にしている。その始まりが天文廿年六月の千句で、以後両者の同座した 養は二十八歳で、まだ新進の連歌師であった。そのような立場で、どうしてこの屋地を入手することができたかは不明と ており、改名の事実が明らかである。「蜷川家文書」の常盤井殿の屋地については天文廿二年の日付があった。この年宗 無為という名で会席につらなっている。十四年宗牧が死去した時二十歳であった。翌十五年の書状に半松斎宗養と署名し しか言いようもないが、三好長慶の動きが何らかの意味を持つのではないかと考える。天文十八年の入洛が政治的軍事

年に若狭に下向し、十二月に帰京している。これを買取ることになった経緯はわからないが、父の旧居であるからは何ら かの感慨は覚えたであろう。なお五月三日には尼崎で冬康・長慶・宗養の何人百韻が興行されている。 **摎願寺通子の宗牧居住地については、弘治三年に養花軒寿均の売渡しの証明がある。宗養はこの年三十二歳で、この前** 

文を書いてもらったのである。一色晴具から同一の地を二人に与えたのか、他からの圧力があったのか、今となっては想

像をめぐらすのみである。

養は、 る。四年も在京のようであるが、五月廿七日から河内国飯盛城の飯盛千句に出座している。これは三好長慶主催の千句で 永禄二年冬、越前敦賀に至り、宗牧出身地の一乗谷で越年、三年三月ごろ加賀におもむき、十一月には帰京してい

賢等の屋地また所有全体について永禄三年から四年にかけて文書があるが、宗養は三十五、六歳である。

この時期の宗

ある。

の将軍義輝の入京以後長慶は実権を削がれ、今谷氏によれば「永禄三~五年の間に洛中では幕府奉行人奉書が急増し」と る不動産の管理に伴う事務をそつなくこなしている生活者としての一面が、かいまみられたように思う。 宗養の動静をこのように追ってみると、各地を移動して活動する連歌師としての顔と、本拠地の京へ戻った時、所有す なお、

係はそれはそれとして、幕府要路への気配りにおこたりはなく、『蜷川家文書』七五四番は、蜷川親俊宛の宗養書状であ のことである。賢等の屋地についての宗養の動きは丁度この時期で、権力の移動をめぐる混乱の中で、長慶との親しい関

るが、そうした文脈で読みとるべきであろう。

連歌を巻き、個人的に親しかったであろうし、これらの財産の入手にも何らかの援助があったと思われる。大きく見れば、 おそらく政所の役人や、実力者三好長慶といった人々と円滑な関係を結んでいたのであろう。とりわけ長慶とはしばしば さめた人であった。常盤井殿や勧修寺家の屋地や、その他の田地を入手し、そのことを幕府政所に申告し安堵されている。 最後に一応のまとめをするなら、宗牧は地方から上京した連歌師であったが、その子の宗養は着実に経済的な成功をお

中世的な権門から新興の人々への財産の転移が生じている。

家が成立することとなる。その後の歴史を知る我々としてはここで考えこむことになる。文芸としての連歌の寿命が尽き 地との印象があったであろう。惜しむらくは宗養の早世がこの家の確立を妨げ、後の里村家によって幕府出仕の連歌師 盤井殿と誓願寺は隣接しており、その付近が宗養の生れ育った地に違いなく、当時の人々にはこの親子二代の連歌師の土 んだ可能性がある。また、東西七間、南北六間という敷地は、誓願寺通子の二箇所それぞれより広いと思われる。ただ常 屋地を買い取ったが、そこに住んだかどうかは不明である。常盤井殿の地については地子云々の記載がなく、そちらに住 宗養も幼少期をおくったものと想像されるが、そのころの所有者は勧修寺家であり養花軒であった。成人した宗養がその 宗牧宗養親子は連歌師という職業を世襲しており、居住地の継承もしたのであった。宗牧が居住した哲願寺通子の家は、

た後、江戸時代の終幕まで生きながらえることが、連歌の家として幸いであったろうか。

注 1 禄三年」と記している。宗養の求めに応じて安堵の奉書が発給されたとするのが自然で、 永禄四年の誤りとすればすなおに理解できる。内閣文庫本「雑記」(整理番号古一七 三三二六)にあたったところ確かに「永 『室町幕府引付史料集』の前後の文書の注記によれば、対馬守は松田盛秀、伊 ――は伊勢貞孝。なお、この日付は不審で、 蜷川親俊自身の誤記の可能性が高

山田康弘氏『戦国期室町幕府と将軍』20ページ。

いと考えるが、本稿では一応この本文に従っておく。

注 2

注 4 注 3 同書32ページ以下。 『室町幕府解体過程の研究』。特にその第2部第四 細川・ 三好体制研究序説

注 6 【室町幕府引付史料集成】下22ページ。

同書33ページ所引奉行人奉書。ならびに同ページの注9。

注 5

注 7

同書98ページ。

注8 注9 中世文学 『室町幕府解体過程の研究』49ページ。 資料と論考』43ページ。

『連歌史論考』下708ページ。

同書75ページ。

『室町幕府解体過程の研究』 43ページ。